

生駒市子ども計画 子ども版パブリックコメント

みなさんから意見を募集します



“生駒の子ども” は生駒の人たちのたから物です。

生駒の人たちみんなが“生駒の子ども”一人ひとりをととても大切に思っています。現在生駒市では、“生駒の子ども”に対しての想いや取組などをまとめた、「生駒市子ども計画」を作っています。

◆生駒市子ども計画とは

“生駒の子ども”に対して、健やかな育ちのため、健康、遊び場、教育、支える地域など子どもにかかる全体について、生駒市や地域の人、子ども自身がどのようにしていくかをまとめたものです。

これまで、みなさんからアンケートなどでもらった意見などを参考にしてきましたが、計画を決めるにあたって、“生駒の子ども”であるみなさんから改めて意見をきく機会を設けました。

生駒市子ども計画（案）の概要を読んでみて、生駒市に伝えたいことなどがあれば、右の二次元コードにアクセスし、書いてください。
(おうかがいしたいことは次のようなことです)



みなさん一人ひとりが、自分のこととして考え、自分の考えや意見を伝えていくことはとても大切なことです。また、その伝えてもらった考えや意見を、生駒市が一つひとつ考え、できることは計画に加えていきます。

ぜひ、目を通して、考えてみてください。

また、この計画（案）についてわからないことがあれば、●●にきいてください。みなさんからのたくさんのご意見お待ちしております！

お問い合わせ先

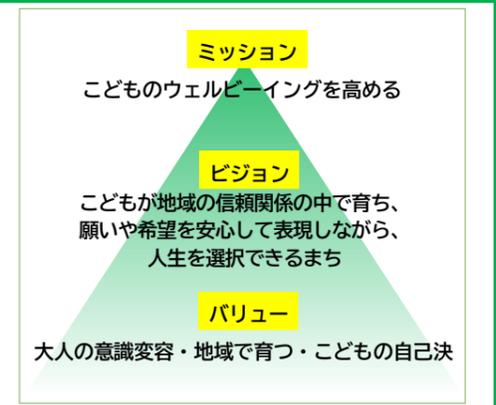
生駒市子ども計画の概要

生駒市子ども計画に込めた生駒のみんなの想い

生駒の人たちみんなが“生駒の子ども”一人ひとりをととても大切に思っています。「生駒市子ども計画」では“生駒の子ども”への想いを基本理念としました。

基本理念

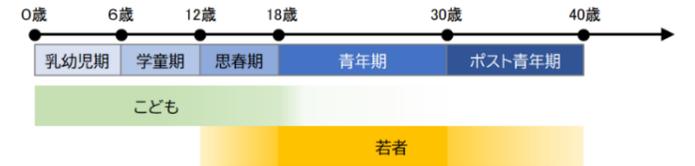
- 普遍的な目標（ミッション）
子どものウェルビーイングを高める
- 目指す姿（ビジョン）
子どもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち
- 大切にしたい価値（バリュー）
大人の意識変容・地域で育つ・子どもの自己決定



※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

この計画での「子ども」とは

18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくなるよう、心と身体の成長の段階にある人、をいいます



計画はこのようなことを経て決めていきます

計画の策定までに下記のようにさまざまな人の意見や想いをききながら決めていきます

小中学生へのアンケート ・生駒市の居場所について、小学4年生から中学3年生にアンケートで意見をききました	子どもワークショップ ・小中学生に参加してもらい、「ご機嫌な居場所」を考えてもらいました	保護者アンケート ・小学校入学前の子どもや小学生の保護者からアンケートで意見をききました
関係者からのききとり ・地域の子どもや子育てを応援する人や団体から意見をききました	パブリックコメント ・生駒市子ども計画（案）について市民のみなさんから広く意見をきくものです ・今回のみなさんからの意見募集はこれにあたります	生駒市子ども・子育て会議 ・大学の先生、保育所や学校など教育関係者、社会的養護関係者、地域活動する関係者、保護者、公募市民による委員が子ども計画について検討しました



目指す姿の実現に向け、5つの基本目標を定め、取組みを進めます。みなさんに関係の深い、主な取組みについて紹介します

施策2 こどもの意見表明、意見反映の機会創出

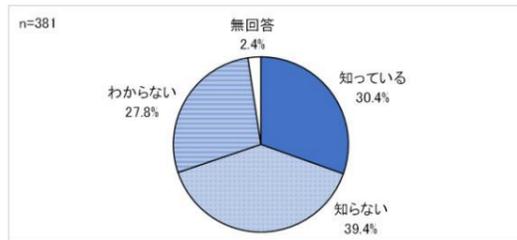
- こどもが自らの意見を表明できるよう、わかりやすい説明をします
- こどもの意見をきちんとききます
- こどもがいろいろなところで自分の意見をいえる場を増やします

第12条【意見を表す権利】
 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



出典：日本ユニセフ協会「子どもの権利カード」

「子どもの権利条約の認知度」
 (子どもの権利条約を知っているか(小学4～6年生))

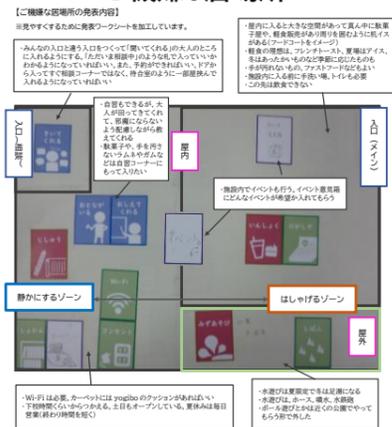


自分の意見 周りの人に言えるかな

施策5 こどもの居場所づくりの充実

- 家庭や学校以外で、こどもが安心して過ごせる居場所を、こどもと市と地域の人と協力しながら作っていきます
- こどもが過ごしたい場を自ら選ぶことができるように、こどもの意見を聞きながら進めます

～みんなで考えよう～ ご機嫌な居場所



小中学生が話し合ってみました

生駒子ども計画の取組みの全体像

基本目標1 こどもの権利が尊重されるまち	施策1 こどもの権利の理解促進【重点施策】 施策2 こどもの意見表明、意見反映の機会創出【重点施策】 施策3 こどもの権利保障【重点施策】
基本目標2 こどもが健やかに育つまち	施策4 遊び・体験活動の充実 施策5 こどもの居場所づくりの充実【重点施策】 施策6 こどもの心のケアの充実 施策7 こどもの発達支援の充実
基本目標3 若者が望むライフデザインを実現できるまち	施策8 社会参加の促進や就労支援の充実 施策9 ライフデザインに対する支援の充実【重点施策】
基本目標4 安心して子育てができるまち	施策10 妊娠前からの切れ目のない支援の充実【重点施策】 施策11 多様な保育サービスの提供 施策12 子育て家庭への支援と相談・情報提供等の充実 施策13 配慮が必要な家庭への支援
基本目標5 地域でこども・若者、子育て家庭を応援するまち	施策14 地域の力の活用 施策15 安全・安心な環境の整備 施策16 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の啓発 施策17 地域でこどもを大切にす文化の醸成【重点施策】



どんな体験ができるかな

施策4 遊び・体験活動の充実

- すべてのこどもが遊びや体験活動を楽しめる機会をつくります
- こどもが安全安心に、多世代のこどもと一緒に遊ぶことができる場を増やします
- こどもが安全安心に、自由に好きな遊びができる場を増やします



第31条【休み、遊ぶ権利】
 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

出典：日本ユニセフ協会「子どもの権利カード」

施策6 こどもの心のケアの充実(相談しやすい環境づくり)

- 困りごとや不安がある時に、いつでも話を聞いてもらえる人・相談窓口(オンラインなど)を増やします
- 学校の授業などを通してSOSを出すことの大切さや心の健康についてこども自身が学べるようにします



こんな相談窓口があります

相談窓口

まだまだ知られていないかも

こどもの権利って?

世界中のすべてのこどもたちが幸せに健やかに育つためにもっている権利。「子どもの権利条約」という条約で国際的に守るべきものとして定められています

★知っておいてほしい4つの原則 ※日本ユニセフ協会ホームページの文言を使っています

- ◇ 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ◇ 子ども自身の最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ◇ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- ◇ 差別の禁止(差別のないこと)



もっと詳しく知りたい人は 日本ユニセフ協会ホームページを見てね
[子ども向け学習サイト | 日本ユニセフ協会 \(unicef.or.jp\)](http://www.unicef.or.jp)

こどもの権利が1～40条までカードになってわかりやすく紹介されています

カードで学ぼう! 子どもの権利条約 | [日本ユニセフ協会 \(unicef.or.jp\)](http://www.unicef.or.jp)